

# 「女帝」の歴史と近代日本

## 男女格差 (ジェンダー・ギャップ) 指数

スイスの民間機関「世界経済フォーラム」より、2017年11月2日付で、当年度の国別の男女格差 (ジェンダー・ギャップ) 指数の順位が発表された。折しも国際女性会議 WAW! (WAW! 2017) に参加のため来日したイヴァンカ・トランプ米国大統領補佐官が日本の女性活躍の現状について講演していた最中であった。結果は、日本は144カ国中114位と、2016年より順位を3つ下げた。主要7カ国 (G7) では今年も最下位である。この指数は、経済、政治、教育、健康の4分野14項目で、男女平等の度合いを指数化し、順位を決めるものだが、日本が遅れているのは経済と政治分野で、とくに政治分野は今年は123位と、前年の103位から大きく後退した。女性国会議員や女性閣僚の割合の低さ、過去50年間の女性国家元首の在任年数などが足を引っ張っていると言われる。同じ東アジア儒教文化圏の韓国や台湾では、女性大統領や女性総統が出現しているが、なぜ日本には女性議員が少なく、そしてトップに立てないのだろうか。一方、候補者や議席の一定割合を女性に割り当てるクオータ制を導入する諸国では、女性議員が着実に増加している。日本でも2017年、候補者数をできる限り男女均等にしよう政党に求める法案が各党で合意されたが、国会の混乱や衆院解散により廃案となった。このような制度上の改革も推し進めるべきであるが、そもそも女性を権力から排除する歴史的背景が日本にはあるのではないか。原武史は『〈女帝〉の日本史』において、東アジア諸国との比較も視野に入れながら、そのような日本の特性を探っている。

## 江戸から明治へ—男性中心主義の系譜

原はまず、強固な男系イデオロギーによって見えにくくなっているが、確かに存在してきた、女性権力者=〈女帝〉の歴史を振り返る。神功皇后、持統天皇、北条政子、淀殿等々、すぐに数々の名前が思い浮かぶように、飛鳥・奈良時代には、女性がしばしば天皇や太上天皇となっており、女性の天皇がいなくなり、男性の上皇や法皇による院政が常態化する平安時代以降においても、貴族社会や武家社会で女性が権力を持つケースがあった。その多くは、天皇や將軍などの「母」、ないしは例外的には「妻」であったという。

ところが、江戸時代になると、「母」の権力は封じられ、代わりに「父」が権力をもつ「大御所政治」が行われるようになっていく。大奥の女性たちの権力は、あくまでも將軍の庇護の下の権力であり、老中には匹敵しても將軍に匹敵する権力はなかったという。関口すみ子が言うように、武家における女性の権力は、正室であり後継ぎ母であることから生ずるが、徳川將軍家には、そもそも、こうした女性は浅井江 (2代將軍秀忠正室) 以外には存在しない。3代將軍家光以後、正室はお世襲の生母とはならず、生母は側室がなるという事実上の分業体制がとられた、とされる。正室の地位は不安定であり、側室 (生母) の出自は概して低く、「(後) 室=母」権力成立の可能性は排除され、正室は警戒の対象とされたのであった。「その意味で、

徳川將軍家の支配のあり方は、超男性中心主義と言うことができる」と、関口は結論づけている。

さて「御一新」の後、江戸城には將軍にかわって天子が、女中にかわって女官が入ることとなった。権力を掌握した志士たちは、権力中枢における「女権」を排除すべく、女官たちから「数百年来の女権」を剥奪していく。また大奥と入れ替わった宮中では、この後、「政事に口を挟むことを忌諱し、天皇を支える『国民の母』たらんとする『皇后』が育成されていく」のである。

西欧のような「文明国」の仲間入りを目指す新政府はまた、ジェンダー・セクシュアリティ関連の国内的・対外的な多くの課題 (難題) を抱えていた。男女同権、一夫一婦制、女子参政権、女帝論などをめぐる様々な議論が沸き起こったが、関口が詳述しているように「こうした動揺と喧噪の中から生まれた大日本帝国の制度は、およそ政治の領域から女性を一掃するという徹底性をもったものであった」という。

たとえば天皇制の改革としては、一世一元の制や終身在位制が導入された。女帝の可否をめぐるのは、旧皇室典範の最初の試案「第一稿皇室制規」(1886年) の「第一」には「皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ継承ス」とあるように、女性天皇や女系天皇も認められていた。これはイギリスの皇位継承の事例を念頭においていた伊藤博文の見解であったが、男系男子による皇位継承を主張する井上毅の反対意見を受けて、「第二稿皇室典則」の「第一」では「皇位ハ皇子ニ伝フヘシ」が採用された。結果、旧皇室典範の第一条は「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子ヲ継承ス」となり、同時に男系男子を絶やさないために同第四条において、条件付きで側室の子である「庶子」にも皇位継承が認められた。大正天皇の生母は側室であり、明治天皇と昭憲皇太后 (皇后美子) の「御真影」に象徴される一夫一婦制が対外的には打ち出されたものの、実質的に明治天皇までは一夫一婦多妾制だったのである。

2017年6月には、天皇陛下の退位を実現する特例法案が成立し、安定的な皇位継承策として「女性宮家」創設の検討などを盛り込んだ付帯決議も可決された。これに伴い、12月1日には具体的な現天皇の退位と新天皇の即位の日程を決定する皇室会議が開催されたところである。今後も一夫一婦制の下で天皇制が継続されていくなれば、女性・女系天皇は選択肢としてはありうるかもしれない。原は、日本の近代以降に強まった、女性の権力を「母性」や「祈り」に矮小化する傾向を指摘し、それが、皇后や皇太后が「神」と天皇との間に立つことを可能にする反面、女性を権力から遠ざけるという影響を及ぼしてきたのではないかと問題提起を行っている。日本における女性の政治分野の遅れという現状の下、国民の「象徴」としての天皇および皇室の今後はどうのような方向へと進むのであろうか。

## [参考文献]

原武史『〈女帝〉の日本史』NHK出版新書、2017年。  
関口すみ子『御一新とジェンダー』東京大学出版会、2005年。  
片野真佐子『皇后の近代』講談社選書メチエ、2003年。